



別紙添付



控 訴 状

平成26年4月10日

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 大洋リアルエステート株式会社
代表者代表取締役 堀 内 正 雄

上記控訴人訴訟代理人

弁 護 士 辻 公 雄

弁 護 士 大 西 克 彦

弁 護 士 白 川 謙 三

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

建物収去土地明渡等請求控訴事件

訴訟物の価額 金11億4964万3250円

貼用印紙額 金498万円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成24年(ワ)第6907号建物収去土地明渡等請求事件について、同裁判所が平成26年3月27日言い渡した判決(同26年3月28日正本送達)は一部不服であるので、控訴を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

- 1 被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、原告に対し、3億8382万5367円及びこれに対する平成24年7月6日から支払済みに至るまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、別紙物件目録記載1の土地について、大阪法務局北出張所平成20年2月1日受付第4956号賃借権設定登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 原告の被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社に対するその余の請求及び被告鹿島建設株式会社に対する請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告及び被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社に生じた費用のそれぞれ5分の1を被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社の負担とし、原告及び被告御堂筋共同ビル開発特定目的会社に生じた費用のそれぞれ5分の4並びに被告鹿島建設株式会社に生じた費用を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す
- 2 被控訴人御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、控訴人に対し、別紙物件目録2記載の建物を収去して同目録1記載の土地を明け渡せ
- 3 被控訴人御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、控訴人に対し、金3億5199万5947万円及びこれに対する平成24年7月6日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員を支払え
- 4 被控訴人御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、控訴人に対し、平成24年6月1日から第2項の土地明け渡し済みまで1か月金5616万9566円の割合に

よる金員を支払え

- 5 被控訴人鹿島建設株式会社は、控訴人に対し、別紙物件目録2記載の建物を退去して同目録1記載の土地を明け渡せ
- 6 被控訴人鹿島建設株式会社は、控訴人に対し、金6億6467万3197円及びこれに対する平成24年7月6日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え
- 7 被控訴人鹿島建設株式会社は、控訴人に対し、平成24年6月1日から第5項の土地明け渡し済みまで1か月金2808万4783円の割合による金員を支払え
- 8 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

控 訴 の 理 由

追って控訴理由書を提出する。

添 付 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 訴訟委任状 | 3通 |
| 2 登記事項証明書 | 3通 |